## 山口大学における教育(施設)の内部質保証に関する実施要領

令和3年9月22日 副学長(財務施設担当)裁定 令和4年5月10日 一部改正

## 1. 目的

この実施要領は、山口大学における教育の内部質保証に関する要綱(以下「要綱」という。) 第4条第3項に基づき、本学の教育施設の内部質保証の自己点検・評価に関する事項を定めることを目的とする。

- 2. 内部質保証の自己点検・評価の実施
- (1) 副学長(財務施設担当)は、教育施設に関する内部質保証の自己点検・評価を実施し、施設環境委員会において確認する。
- (2) 副学長(財務施設担当)は、前項で確認した自己点検・評価について、自己点検・評価責任者に報告する。
- 3. 自己点検・評価の項目及び手順

自己点検・評価の項目は、次のとおりとし、別紙自己点検・評価シートにより評価を行う。

- (1)教育施設の整備状況
- (2) 教育施設の安全性の状況
- (3) その他必要と認められる事項
- 4. 自己点検・評価の実施時期

自己点検・評価は、原則として毎年度実施する。ただし、必要に応じて各評価項目の実施時期を変更できるものとする。

- 5. 他の評価結果等の活用
- (1) 自己点検・評価にあたっては、国立大学法人評価や機関別認証評価等の第三者評価の結果 を活用する。
- (2) 関係者(学生、卒業生(修了生)、教職員等)からの意見聴取を実施し、自己点検・評価 に活用する。

## 6. 改善案の策定及び実施

- (1) 副学長(財務施設担当)は、自己点検・評価結果において、改善が必要と認められた場合には、施設環境委員会において改善案を策定し、自己点検・評価責任者に報告する。
- (2) 前号の改善案については、自己点検・評価責任者からの指示を受け、施設環境委員会において、改善を実施するとともに、その進捗状況を自己点検・評価責任者に報告する。